

## 鳥取県自死対策人形劇派遣事業実施要領

### 1 事業目的

本事業は心の健康問題の一つであるうつ病による自殺者の減少につなげるため、人形劇を通じて、楽しみながらうつ病に対する正しい知識や対処法を学んでいただくことを目的とする。

### 2 事業内容

自死対策普及啓発活動として、うつ病等に関する研修会等を主催する者からの希望により「眠れなくなった父さんヒツジ」を上演する人形劇サークル「てっぼんかっぼん」を派遣する。

### 3 派遣対象行事等

市町村や各種団体等が主催するうつ病に関する研修会、イベントその他自死対策に資する取組。

### 4 派遣回数

予算の範囲内において、年間5回程度。

### 5 派遣条件

上映時間15分程度及び準備時間30分程度が確保でき、かつ、横7メートル及び奥行き3メートル程度以上の上演スペースが確保できるものであること。

### 6 事業に要する経費負担内容

派遣に要する経費は、県が負担する。

### 7 申請方法

人形劇派遣を希望する者は、様式第1号により、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長（以下、「健康政策課長」という。）へ申請するものとする。

### 8 人形劇サークル派遣の決定

健康政策課長は、提出された申請書の日程、及び行事内容等について審査をした上、様式第2号によりその結果を申請者及び各総合事務所長へ通知するものとする。

なお、予算を超える申請があった場合は、地域均衡等を考慮し決定するものとする。

### 9 行事实施の報告

人形劇派遣を受けた者は、行事实施後20日以内に様式第3号により健康政策課長に実績を報告するものとする。

### 10 人形劇派遣に要する経費の支払い

県は、様式3号を受理した場合、派遣に要する経費を人形劇サークル「てっぼんかっぼん」に支払うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成23年7月20日から施行し、平成23年度事業から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成26年5月8日から施行し、平成26年度事業から適用する。